

資料 5

仕事と子育ての両立支援策に関する資料

仕事と子育ての両立支援策の方針について

〔平成13年7月6日〕
閣 議 決 定

以下の施策を、基本的には平成13・14年度に開始し、遅くても平成16年度までに実施する。

これらの事業については、特段の配慮をし必要な予算を確保し、緊急に実施する。

なお、実施に当たっては、子どものしあわせを第一に考え、そのためにも、保育、小児医療、教育等の関係者の意見を十分聴きながら、実施することとする。

・両立ライフへ職場改革

1 基本方針

- (1) 各企業が、仕事と子育ての両立がしやすい多様な雇用形態や処遇、弾力的な労働時間制などに一層積極的に取り組む。そのため、政府としても各種支援・要請を行うとともに、税務上も円滑な対応に努める。
- (2) 育児休業制度ならびに出産休暇の十分な活用を求める。とりわけ男性の育児休業取得を奨励するとともに、父親の出産休暇の全員取得をめざす。（「父親の産休5日間」）
- (3) 企業の両立指標を開発・公表する。また、各企業に両立支援の風土を育てるため、経営者や幹部の研修を推進する。
- (4) 労働契約の形式上期間雇用者であっても、実質上期間の定めなく雇用されている者については、育児休業の対象となることを明確化する。

2 具体的目標・施策

- (1) 各企業等の取組に対する支援
 - ・ 事業主が、所定外労働時間の削減を図り、また、フレックスタイム制や短時間勤務等を導入できるよう積極的に支援を行う。
 - ・ 待遇面や仕事の内容は正社員と同じで勤務形態が短い、短時間正社員の制度について制度導入を支援する。

- ・ 企業の両立支援への取組にかかる福利厚生費については、損金に算入する。
 - ・ 女性のキャリアプランの確立の支援に努める。
 - ・ 求人の年齢制限緩和に向けた取組を促進する。
- (2) 育児休業制度と出産休暇の十分な活用
- ・ 育児休業制度の広報を一層積極的に行い、男性の育児休業取得を奨励する。また、配偶者の出産時における父親の出産休暇について、育児休業の制度を活用して取得が可能であることを広くPRする。
- (3) 企業の評価・研修
- ・ 企業の両立指標の開発に着手し、できるだけ早く結果を公表する。
 - ・ 各企業のトップや幹部に対して、両立支援の風土を育てるための事業・研修を実施する。
- (4) 期間雇用者への対応
- ・ 事実上期間の定めなく雇用されている者が、育児休業を取得しやすくなるような指針を策定する。

・ 待機児童ゼロ作戦 - 最小コストで最良・最大のサービスを -

1 基本方針

- (1) 待機児童の解消をめざし、潜在的な需要を含め、達成数値目標及び期限を定めて実現を図る。特に、待機児童の多い都市の保育施設を重点整備する。
- (2) 保育の拡充は公立及び社会福祉法人立を基盤としつつ、さらに、民間活力を導入し公設民営型など多様化を図る。また、自治体等の適正な基準を満たした施設の設置は迅速に行う。
- (3) 学校の空き教室など利用可能な公共施設は保育のために弾力的に活用する。また、駅など便利な拠点施設を保育に活用するための支援や助成を行う。

2 具体的目標・施策

- ・ 待機児童ゼロ作戦
保育所、保育ママ、自治体におけるさまざまな単独施策、幼稚園における預かり保育等を活用し、潜在を含めた待機児童を解消するため、待機児童の多い都市を中心に、平成14年度中に5万人、さらに平成16年度までに10万人、計15万人の受け入れ児童数の増大を図る。施設の運営は民間を極力活用し、

最小コストでの実現を図る。

- ・ 新設保育所については、学校の空き教室等の既存の公的施設や民間施設を活用して社会福祉法人、企業、NPO等をはじめ民営で行うことを基本とする。
- ・ 上記民営保育所の整備を促進するため、引き続き会計処理の柔軟化を進めるとともに、公有財産の利用等の環境整備を行う。また、待機児童のいる市町村は公設民営保育所整備計画の策定に努める。
- ・ 保育所の定員の弾力化や設置基準の緩和、保育所・保育施設を併設した各種施設を増やすための支援を行うとともに、地方公共団体は基準を満たした保育所の設置認可を迅速に行なう。

・ 多様で良質な保育サービスを

1 基本方針

- (1) 病院や診療所における病児・病後児保育及び保育所における病後児保育を一層推進するとともに、延長保育や入園時期の弾力化、育児休業中の上の子の受け入れなどの柔軟な受け入れを実現する。
- (2) 民営型保育所の参入による多様できめ細かなサービスの展開や公立保育所の終業時間後の民間による補足サービスなど、民間の資源も活用した良質なサービスを供給し選択の幅を拡大する。
- (3) 保育や育児に関連する各自治体の創意工夫を奨励し、各種モデル事業に対し財政的措置を講じる。また、好事例に関して情報ネットワークを通じて広く紹介する。
- (4) 利用者が保育内容を十分把握できるよう、現行法令に基づき経営主体に対して十分な情報開示を義務づける。また、地域の育児に関する情報を各地域の実情に応じて利用しやすい形で提供する。

2 具体的目標・施策

(1) 保育所等のサービスの多様化

- ・ 病児、病後児保育を推進するため、市町村は必要な地域全てにおいて、関係者間の協議をすすめる。
- ・ 現在17%の公営保育所における延長保育の民営なみ(62%)の実施をめざし、一時保育、休日保育等多様なサービスの実施の倍増以上をめざす。また、公営保育所における民営での延長サービスの実施など、必要に応じて公と民が協力

してサービスを実施する。

(2) 地域の実情に応じた取組の推進

- ・ 駅前や商店街等における各種保育サービスや郊外の保育所への送迎サービスの提供等、地域の実情に応じた保育を発展させるため必要な助成を行い、地域に即した取組を促進するため、特に重点地区でのモデル事業を支援する。

(3) 保育に関する情報の提供

- ・ 保育に関する各自治体の好事例について広く情報提供する。
- ・ i - 子育てネット等を活用し、提供される保育サービスに関する内容・第三者評価や各種子育て支援情報をユーザーの立場に立った、わかりやすい形で情報提供する。

・ 必要な地域すべてに放課後児童対策を

1 基本方針

- (1) 大都市周辺部の放課後児童対策が必要な全ての地域で学校・児童館等に学童のための居場所を確保し、時間的にも保育所と同等のレベルを確保しつつ、ニーズに応じた弾力的な放課後児童対策を推進する。
- (2) 運営は公的な責任の下に民間の活用を図り、豊富な経験をもった地域のさまざまな人材を活用する。

2 具体的目標・施策

(1) 放課後の居場所拡充計画

放課後児童クラブや地域の全ての児童に居場所を確保する事業などの放課後児童の受け入れ体制を大都市周辺部を中心に整備し、平成16年度までに、全国で15000箇所とする。受け入れ体制の整備に当たっては、公的施設を活用するとともに、運営は民間主体を極力活用し、最小コストでの最大のサービスの実現を図る。

- ・ 放課後児童対策のための施設の新設に当たっては、学校の空き教室など、利用可能な施設を利用し、公設民営方式等による柔軟な運営を推進するとともに、高齢者等の地域の人材を活用することを基本とする。
- ・ 市町村は、民間主体やコンペ方式などを活用し、子どもの発育に役立つプログラムを提案してもらい、内容においても適切な実施を確保する。

(2) 情報の提供

- ・ 施設に関する必要な情報について、ユーザーの立場に立っ

た、わかりやすい形での提供を行う。

・地域こぞって子育てを

1 基本方針

- (1) ファミリー・サポート・センターを整備するとともに、良質なベビーシッターの紹介や保育ママの支援など、地域の実情に応じた多様な家族支援サービスを充実させる。
- (2) 幼稚園における子育て支援を充実するとともに、学生や生徒が男女共同参画社会の担い手として子育て支援を体験するボランティア活動の機会を作る。
- (3) 保育所等が組み込まれた職住近接のまちづくりを促進するため、保育所を組み込んだまちづくりを行うとともに、都市近郊からの都心居住を促進する。

2 具体的目標・施策

- (1) 家族支援サービスの充実
 - ・ ファミリー・サポート・センターについて、必要な整備を進める。
 - ・ 良質なベビーシッター探しを支援するとともに、保育ママについてバックアップ体制を確立するなど推進する。
 - ・ 親に対する子育て支援サービス（子育て学習や相談体制の整備など）を充実させる。
- (2) 幼稚園における子育て支援の充実
 - ・ 希望のあるすべての幼稚園で「預かり保育」を実施できるよう推進する。
 - ・ 幼稚園における総合的な子育て支援活動（子育て相談や保護者の交流のための場の提供など）を推進する。
- (3) 地域における多様な子育て支援の充実
 - ・ 地域の多様な人材を子育て支援に活用する仕組みづくりを進める。
 - ・ 保育所や放課後児童の受け入れの現場体験を地域における学生・生徒の体験活動の大きな柱として位置付ける。
- (4) 職住近接のまちづくりの促進
 - ・ 若い親が居住できる、良質な賃貸住宅の供給を都心部において促進するとともに、利便性の高い場所での保育所等の立地を支援する。

厚生労働省説明資料

「仕事と子育ての両立支援策の方針について」
への取組について

平成14年度概算要求の概要（抄）

安心して子どもを産み育て、意欲を持って働ける 社会環境の整備

少子化が急速に進展する中、我が国の社会を安定させ、経済を活力あるものにするためには、子どものしあわせを第一に考え、児童の健全育成を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができ、また、女性がその能力を十分に発揮することができる社会環境を整備することが重要である。

このため、多様な子育てニーズに対応し、保育サービスや仕事と家庭の両立支援策等を拡充するための新エンゼルプランを積極的に推進して、子育て家庭を支援する。特に、保育所の待機児童ゼロ作戦の推進、放課後児童の受入れ体制の整備等を重点的に進める。

母子家庭等については、その自立を総合的に支援することとし、併せて児童扶養手当制度の見直しを行う。また、児童虐待防止対策や配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策を充実する。

さらに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図る。

1 保育をはじめとする子育て支援対策の充実

7,147億円

（１）保育所の待機児童ゼロ作戦の推進

343億円

○ 保育所の受入れ児童数の増大

322億円

待機児童ゼロ作戦を推進するため、保育所受入れ児童数を約5万人増やす。特に需要の多い低年齢児（0～2歳児）の受入れの増を図る。

また、これに対応した施設整備を行う。

(新) ○ **送迎保育ステーションの整備** **2.6 億円**
駅前等の利便性の高い場所に送迎保育ステーションを整備し、保育所への送迎サービスを実施する。送迎先の保育所の閉所後は、当該施設において集合型延長保育を行う。

(新) ○ **駅前保育サービス提供施設等の整備** **60 百万円**
駅前等の利便性の高い場所に、保育所、保育所分園、送迎保育ステーション、地域子育て支援センター等の保育サービス提供施設を整備する場合、必要な準備経費を助成する。

(新) ○ **認可外保育施設の認可化の促進** **1.3 億円**
一定の水準の質のサービスを提供する認可外保育施設が認可保育所に移行するに当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。

○ **家庭的保育事業の促進** **1.3 億円**
・夜間型家庭的保育の創設
・受入れ児童数の増(3人→補助者を配置する場合は5人)

(2) 放課後児童の受入れ体制の整備

○ **放課後児童クラブの拡充** **7.1 億円**
大都市周辺部を中心に、放課後児童の受入れ体制を平成16年度までに全体として15,000か所とすることを目標に、国庫補助対象の放課後児童クラブを800か所増加させる。また、小規模クラブ(10人以上20人未満)について、その設置を促進するため、過疎地等の補助要件を撤廃する。さらに、学校週5日制に対応し、土日祝日も開設するクラブに対し補助を加算する。
10,000か所 → 10,800か所

(3) 多様な保育サービスの提供

○ **延長保育の推進** **2.74 億円**
9,000か所 → 10,000か所
○ **休日保育の推進** **2.3 億円**
200か所 → 450か所

(4) 子育て家庭への支援の充実

- (新) ○ **つどいの広場事業の創設** 1 . 6 億円
公共施設内のスペースや商店街の空き店舗などの社会資源を活用し、育児に不安や悩みを抱える親などが気軽に集い交流できる場を提供するとともに、ボランティアによる相談等を実施する。
- **地域子育て支援センターの整備** 4 1 億円
2 , 1 0 0 か所 → 2 , 4 0 0 か所
- **一時保育の推進** 2 3 億円
2 , 5 0 0 か所 → 3 , 5 0 0 か所
- **乳幼児健康支援一時預かり事業** 9 . 4 億円
2 7 5 市町村 → 3 5 0 市町村
- **小児救急医療体制の整備** 1 3 億円
二次医療圏単位での小児救急医療体制の確保が困難な地域において、小児救急患者を広域で受け入れる「小児救急医療拠点病院」を新たに整備する。また、在宅当番医制事業における小児の初期救急対応のモデル的取組を推進する。
- **周産期医療体制の整備** 2 . 9 億円
周産期医療体制（母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供する医療体制）の整備を推進するとともに、不妊専門相談センターの充実を図るなど、出産を望む女性に対する医療面の支援を拡充する。
周産期医療ネットワーク 2 0 都道府県 → 2 8 都道府県
不妊専門相談センター 3 0 か所 → 3 6 か所
- **子ども家庭総合研究の充実** 8 億円
小児・周産期医療に携わる小児科・産婦人科医師の育成に関する調査研究、生涯を通じた女性の健康支援に関する調査研究を実施する。
- **児童手当国庫負担金** 1 , 9 1 7 億円

2 仕事と家庭の両立支援対策の推進	97億円
--------------------------	-------------

育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備	97億円
---------------------------------	-------------

- **ファミリー・サポート・センター事業の拡大** **35億円**
地域の子育て支援機能を強化するため、子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進する。
182か所 → 286か所（本部）
- **家庭にやさしい企業（ファミリー・フレンドリー企業）の一層の普及促進** **29億円**
育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を図るため、育児両立支援奨励金（仮称）の創設、シンポジウムの開催、企業表彰の実施など「家庭にやさしい企業」の普及促進に総合的に取り組む。

3 児童虐待防止対策の充実	34億円
----------------------	-------------

（１）虐待の発生予防、早期発見・早期対応に向けた体制の充実	8.3億円
--------------------------------------	--------------

- （新）○ **つどいの広場事業の創設（再掲）** **1.6億円**
- （新）○ **家庭訪問等身近な地域での支援事業の実施** **2.5億円**
児童相談所や児童家庭支援センターと連携する子ども家庭支援員制度を創設し、同支援員が軽度な被虐待経験等の問題を抱える家庭に対し、訪問などによる育児相談・支援等を行う。
また、児童家庭支援センターの設置要件を緩和し、市町村事業としてモデル的に実施する。
- **児童委員の虐待防止活動への取組の促進** **1.1億円**
すべての児童委員を対象として、3年に1度の改選に当たり、虐待防止のための実践的な活動方法や技法等を習得するための研修会を開催し児童委員活動の質の向上を図る。

(新) ○ **一時保護所（児童相談所）の体制強化及び児童虐待対応機関の連携強化** **1.1 億円**

一時保護所（児童相談所）のうち一定規模以上のものに主任児童指導員を配置し、処遇の質の向上を図る。また、各地域において、児童相談所や保健所など児童虐待に関連する機関が連携して対応するための独自のマニュアルを作成する。

(2) 児童の保護と保護者等への指導体制の充実 **1.6 億円**

(新) ○ **里親制度の充実** **1 億円**

被虐待児等に対する専門的な援助技術を持った専門里親（仮称）制度を創設する。専門里親に対し研修を実施し、専門的技能を持った専門里親に一定期間（2年以内）子どもの養育を委託することにより、早期の家庭復帰を目指す。

また、里親に対する養育相談や、一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）を行う里親支援事業を実施する。

○ **被虐待児の個別対応職員の配置の拡充** **7.4 億円**

虐待を受けて乳児院へ入所した乳児等をできるだけ早く家庭に帰し、家庭で適切な養育が受けられるよう、親等に対して育児指導・相談を専門的に行う職員を乳児院に配置する。

4 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対応の充実	1.2 億円
--	---------------

(新) ○ **婦人相談所の機能強化及び一時保護委託制度の創設** **3.5 億円**

婦人相談所において、休日・夜間の相談体制の強化を図る。また、一定の基準を満たす民間施設（民間シェルター）等に対し被害者の一時保護を委託する制度を創設するとともに、婦人相談所と福祉事務所や民間施設等との連絡会議を開催するなどの連携の強化を図る。

(新) ○ **一時保護所（婦人相談所）及び婦人保護施設への心理療法担当職員の配置** **6.8 百万円**

被害者への心のケア対策として、一時保護所（婦人相談所）や婦人保護施設に心理療法担当職員を配置する。

- (新) ○ **婦人相談所職員等への専門研修会の実施** 2 百万円
婦人相談所、婦人保護施設、福祉事務所等において被害者の相談等に
従事する職員に対し、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレン
ス）に関する専門研修を行う。

5 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保	1 8 億円
-----------------------------------	---------------

(1) 女性の能力発揮促進のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進 1 0 億円

- **ポジティブ・アクション推進協議会の活動の拡充** 1 7 百万円
経営者団体と連携して、ポジティブ・アクションの取組を全国的に広
く普及するため、地方における取組を強化することとし、都道府県レベ
ルの地方推進協議会を設置する。

(2) 実質的な均等取扱いの確保対策の充実 1 . 7 億円
・ 間接差別に対する検討

(3) 再就職対策の推進 2 6 百万円
ポジティブ・アクションとしての再就職モデル開発事業の推進

6 パートタイム労働対策の推進	2 3 億円
------------------------	---------------

(1) 短時間労働者雇用管理改善等援助事業の推進 2 3 億円

(2) 短時間労働者対策基本方針の改定などパートタイム
労働対策の見直し 1 1 百万円

7 総合的な母子家庭等対策の推進	
-------------------------	--

- **母子家庭等の自立支援対策と児童扶養手当制度の見直し** 2 , 6 9 2 億円
母子家庭等の自立を支援するため、自立に向けた相談機能の強化、就
労支援策の充実、子育て支援策や生活環境の整備等の対策を総合的に推
進する。併せて、児童扶養手当制度の見直しを行う。

安心して働ける環境づくり

経済社会の構造変化の中で、労働者が安心して働ける環境を整備していくことは引き続き重要な課題である。

このため、多様な働き方を可能とする労働環境の整備、健康で安心して働ける職場づくり、労働関係の個別化・複雑化の中で安心して働ける条件整備等の方策を推進する。

多様な働き方を可能とする労働環境の整備

57百万円

在宅就業対策の推進

○ 在宅就業対策の推進

57百万円

在宅就業を支援するため、自己診断システムによる在宅就業者の基礎的な能力の評価結果に係る情報や能力向上のための教育訓練制度情報などをインターネットにより提供する。

構造改革特別要求（少子高齢化への対応）

（新）○ 待機児童解消のための保育施策の推進等

１．６億円

待機児童ゼロ作戦の推進等、時代のニーズに応えた保育施策を推進するため、待機児童解消のための先進的な保育施策の取組事例等を収集した資料集の作成、都道府県、市町村、保育所等による保育施策推進のための協議会の開催、認可外保育施設や保育士に関する広報啓発等を実施する。

また、主任児童委員に対して、保育や虐待の専門的研修を実施する。

（新）○ 少子化への対応と子育て支援策等に関する調査研究の推進 ３０百万円

少子化が進む我が国の現状とその要因について分析し、我が国社会に与える影響等を調査する。また、少子化の進行と子育て支援策との関係について、国民の意識とニーズを調査する。

文部科学省における 主な仕事と子育ての両立支援策について

平成13年10月3日

待機児童ゼロ作戦

【主な施策・取組】

平成14年度概算要求額

1. 幼稚園における「預かり保育」の充実

近年の女性の社会進出の拡大などを背景として、地域の実情に応じ、幼稚園の通常の教育時間終了後、希望する幼児を対象に幼稚園において引き続き教育を行う「預かり保育」を推進

・幼稚園における預かり保育推進事業(私学助成(特別補助))(拡充)1,872百万円

2. 学校の余裕教室の活用促進

小・中学校の余裕教室を他の施設に転用する場合の諸手続を簡素化・明確化するなど、余裕教室の保育所や放課後児童クラブ等への活用促進を図っている

必要な地域すべてに放課後児童対策を

【主な施策】

平成14年度概算要求額

1. 子ども放課後・週末活動等支援事業

放課後や週末等における子どもの活動支援など、子どもを中心とする地域の新たな教育的課題に対応し、地域で子どもを育てる環境を充実するための総合的な取組を推進

・子ども放課後・週末活動等支援事業(新規)【構造改革特別要求】

1,150百万円

地域こぞって子育てを

【主な施策】

平成14年度概算要求額

1. 子育て学習の全国展開

就学時健診等の機会を活用した子育て講座を全国的に実施するとともに、新たに、妊娠期にある親を対象とした子育て講座の創設や思春期の子どもを持つ親のための子育て講座を拡充

・子育て学習の全国展開（一部新規・拡充）

491百万円

2. 子育て支援ネットワークの充実

子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親に対して、気軽に相談にのったり、きめ細かなアドバイス等を行う「子育てサポーター」を拡充するとともに、子育てサポーターへの助言や親へのカウンセリングを行う「家庭教育アドバイザー」を新たに配置するなど、地域における子育て支援ネットワークを形成

・子育て支援ネットワークの充実（一部新規・拡充）

562百万円

3. 幼稚園における子育て支援の充実

幼稚園における子育て支援活動の積極的な推進及び地域の幼児教育のセンターとしての機能充実を図るため、地域の実情に応じた幼稚園の子育て支援について総合的な活動を行う地域を指定した調査研究や助成を実施

・幼稚園における子育て支援活動総合推進事業

117百万円

・幼稚園の子育て支援活動の推進（私学助成（特別補助））（拡充）

300百万円

農山漁村における仕事と子育ての両立支援【農 林 水 産】

